

令和5年9月13日  
兵庫労働局

## 両立支援等助成金の申請にあたっての注意事項

両立支援等助成金の申請の取扱いは、以下のとおりです。必ず内容を確認の上、申請をしてください。

### 1. 控えの返却・返送について

審査業務の迅速化のため、受理された申請書類の控えや写しを送付する等のサービスは行っておりません。返信用封筒を同封いただいた場合でも、申請書類の控えや写しの送付及び封筒の返却対応は行っておりませんので、ご了承ください。

郵送にて提出する場合は、不着事故防止のため、簡易書留郵便などの配送記録が残る郵送方法で送付し、配達状況は配送業者に直接ご確認ください。

### 2. 審査について

- ・ 原則として、提出された支給申請書および添付書類により、助成金の支給要件を満たすかどうかを審査します。支給申請書及び添付書類の提出をする際は、内容に間違いがないかよく確認してください。
- ・ 申請の際には、取組等を実際に行ったこと及びその内容、取組日が客観的に確認できる書類を添付してください。
- ・ 当局が助成金の支給・不支給の決定にかかわる審査に必要がある場合は、支給申請書及び添付書類以外の書類の提出や実地調査等を求めることがありますので、ご協力をお願いします。正当な理由なく書類の提出や調査への協力を拒否する場合、不支給の決定となる場合があります。

※ 社会保険労務士による代行提出の場合であっても、申請内容について直接申請事業主に対して、問い合わせや実地調査等を行う場合があります。

### 3. 審査結果の通知について

支給又は不支給の決定通知書は申請事業主に郵送します。(社会保険労務士による代行申請の場合であっても、社会保険労務士へは通知しておりません。)

また、審査の進捗状況や審査結果に関するお問合せには、申請事業主本人であることが確認できるまでお答えすることができません。**(提出代行の社会保険労務士にもお答えできませんのでご了承ください。)**